

平成17年12月22日

第1回 茨城県市町村合併推進審議会 資料

- 1 市町村合併推進審議会の役割・・・・・・・・・・P 1
- 2 茨城県市町村合併推進審議会運営規程（案）・・・・・・・・P 3
- 3 旧合併特例法下における市町村合併状況・・・・・・・・P 4
- 4 新合併特例法及び国の指針・・・・・・・・・・P 14
- 5 審議内容及びスケジュール（案）・・・・・・・・・・P 22
- 6 市町村合併推進構想に関する意向調査実施（案）・・・・P 24

【別添資料】

- 諮問書（写）
- 茨城県市町村合併推進審議会条例
- パンフレット等
 - ・新しいいばらきの市町村（市町村合併状況の地図）
 - ・「地域の未来を創る」（旧合併特例法下における本県パンフレット）
 - ・「市町村合併」（新合併特例法下における総務省パンフレット）

市町村合併推進審議会の役割

1 審議会の位置づけ

自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）の策定に際し、その事項を調査審議する県の付属機関である。

2 審議会の役割

- (1) 総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が構想を定め、又はこれを変更するときに、その事項を調査審議し、意見を述べる。
- (2) 知事の諮問に応じ、都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- (3) 知事が合併協議会に係るあっせん及び調停を行わせる市町村合併調整委員は、市町村合併推進審議会の委員から任命される。

3 茨城県市町村合併推進審議会の組織

- (1) 委員：知事が委嘱する
- (2) 委員数：20名以内（現在18名）
- (3) 任期：2年（平成17年12月22日～平成19年12月21日）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律59号）抜粋

（構想の作成等）

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 市町村の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村合併推進審議会）

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

茨城県市町村合併推進審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県市町村合併推進審議会条例（平成17年茨城県条例第66号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、茨城県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理）

第2条 条例第5条第4項に規定する会長の職務を代理する者は、会長を補佐し、会長の指示する事項を処理するものとする。

（会議の公開）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があるときは、会長が審議会に諮って公開しないことができる。

（参考人の出席）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議事録）

第5条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議日時及び場所
- (2) 議事の概要
- (3) その他必要な事項

（議事録等の公開）

第6条 議事録及び会議に提出された資料の公開については、第3条の規定を準用する。

（会議の傍聴）

第7条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、その住所及び氏名を備付けの帳簿に記入しなければならない。

2 傍聴の受付は先着順に行い、満席になり次第受付を終了するものとする。

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、議事における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話機及びポケットベルの電源をきること。
- (4) 会長が認めた場合を除き、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、審議会の係員の指示に従わなければならない。

3 会長は、傍聴人がこの規程に違反するときはこれを注意し、なおこれに従わないときは退場を命ずることができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 月 日から施行する。

旧合併特例法下における市町村合併状況

1 市町村合併の状況

①市町村合併の実績

	平成11年3月 末市町村数	平成18年3月 末市町村数	減少数	減少率
全 国	3, 2 3 2	1, 8 2 2	1, 4 1 0	4 3. 6 %
茨城県	8 5	4 4	4 1	4 8. 2 %

②人口1万人未満の市町村数

(人口：平成12年国勢調査)

	平成11年3月 末	平成18年3月 末	減少数	減少率
全 国	1, 5 3 7	4 8 9	1, 0 4 8	6 8. 2 %
茨城県	1 5	0	1 5	1 0 0 %

③人口段階別の市町村数

(人口：平成12年国勢調査，市町村数：平成18年3月末)

	1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満
全 国	4 8 9 (26. 8%)	5 2 8 (29. 0%)	2 6 3 (14. 4%)	2 8 0 (15. 4%)
茨城県	0 (0%)	9 (20. 5%)	1 0 (22. 7%)	1 7 (38. 6%)

	10万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上
全 国	1 8 8 (10. 3%)	4 8 (2. 6%)	1 4 (0. 8%)	1 2 (0. 7%)
茨城県	8 (18. 2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

【全国の市町村合併の状況(市町村減少数順)】

* 旧合併特例法下における状況

		平成11年3月末			平成18年3月末			市町村数 減少数 H11-H18	市町村数 減少率 H11-H18 H11 (順位)
		市町村 数	人口1万人未満		市町村 数	人口1万人未満			
			市町村数	割合		市町村数	割合		
1	新潟県	112	57	50.9%	35	8	22.9%	77	68.8% (5)
2	広島県	86	52	60.5%	23	1	4.3%	63	73.3% (1)
3	岐阜県	99	56	56.6%	42	7	16.7%	57	57.6% (12)
4	長崎県	79	55	69.6%	23	3	13.0%	56	70.9% (3)
5	兵庫県	91	35	38.5%	41	0	0.0%	50	54.9% (14)
5	愛媛県	70	42	60.0%	20	2	10.0%	50	71.4% (2)
7	岡山県	78	50	64.1%	29	5	17.2%	49	62.8% (8)
8	鹿児島県	96	54	56.3%	49	18	36.7%	47	49.0% (22)
9	熊本県	94	58	61.7%	48	16	33.3%	46	48.9% (23)
10	秋田県	69	41	59.4%	25	8	32.0%	44	63.8% (7)
11	茨城県	85	15	17.6%	44	0	0.0%	41	48.2% (24)
12	三重県	69	31	44.9%	29	3	10.3%	40	58.0% (11)
12	大分県	58	38	65.5%	18	1	5.6%	40	69.0% (4)
14	長野県	120	77	64.2%	81	43	53.1%	39	32.5% (34)
15	島根県	59	45	76.3%	21	7	33.3%	38	64.4% (6)
16	宮城県	71	27	38.0%	36	4	11.1%	35	49.3% (21)
16	山梨県	64	41	64.1%	29	10	34.5%	35	54.7% (15)
18	山口県	56	33	58.9%	22	6	27.3%	34	60.7% (9)
19	北海道	212	144	67.9%	180	112	62.2%	32	15.1% (44)
19	静岡県	74	15	20.3%	42	4	9.5%	32	43.2% (27)
21	群馬県	70	24	34.3%	39	10	25.6%	31	44.3% (26)
22	福島県	90	51	56.7%	61	30	49.2%	29	32.2% (35)
23	福岡県	97	22	22.7%	69	11	15.9%	28	28.9% (38)
24	青森県	67	36	53.7%	40	12	30.0%	27	40.3% (29)
25	徳島県	50	32	64.0%	24	6	25.0%	26	52.0% (18)
25	佐賀県	49	25	51.0%	23	6	26.1%	26	53.1% (17)
27	香川県	43	17	39.5%	18	1	5.6%	25	58.1% (10)
28	岩手県	59	24	40.7%	35	9	25.7%	24	40.7% (28)
28	千葉県	80	18	22.5%	56	6	10.7%	24	30.0% (36)
28	愛知県	88	18	20.5%	64	7	10.9%	24	27.3% (39)
28	滋賀県	50	20	40.0%	26	8	30.8%	24	48.0% (25)
32	石川県	41	17	41.5%	19	1	5.3%	22	53.7% (16)
33	埼玉県	92	13	14.1%	71	3	4.2%	21	22.8% (40)
34	富山県	35	11	31.4%	15	1	6.7%	20	57.1% (13)
34	和歌山県	50	28	56.0%	30	11	36.7%	20	40.0% (30)
34	鳥取県	39	30	76.9%	19	7	36.8%	20	51.3% (20)
37	福井県	35	18	51.4%	17	2	11.8%	18	51.4% (19)
37	高知県	53	37	69.8%	35	19	54.3%	18	34.0% (32)
39	栃木県	49	7	14.3%	33	2	6.1%	16	32.7% (33)
39	京都府	44	21	47.7%	28	7	25.0%	16	36.4% (31)
41	宮崎県	44	19	43.2%	31	11	35.5%	13	29.5% (37)
42	沖縄県	53	27	50.9%	41	19	46.3%	12	22.6% (41)
43	山形県	44	17	38.6%	35	10	28.6%	9	20.5% (42)
44	奈良県	47	24	51.1%	39	17	43.6%	8	17.0% (43)
45	神奈川県	37	2	5.4%	35	2	5.7%	2	5.4% (45)
46	東京都	40	11	27.5%	39	11	28.2%	1	2.5% (46)
46	大阪府	44	2	4.5%	43	2	4.7%	1	2.3% (47)
	合計	3,232	1,537	47.6%	1,822	489	26.8%	1,410	43.6%

* 人口1万人未満の市町村数は、平成12年国勢調査における人口で算出

2 茨城県の市町村合併の状況

(1) 平成に入ってからの実績

○ 平成15年度までに合併した地域	5地域	(10市町村)
○ 平成16年度に合併した地域	11地域	(32市町村)
○ 平成17年度に合併する地域	12地域	(30市町村)
合 計	28地域	(72市町村)

(2) 合併に至らなかった市町村

○ 合併協議会を設置したが合併に至らなかった市町村	7市町村
○ 合併協議会を設置しなかった市町村	10市町村
合 計	17市町村

(3) 本県の市町村合併の特徴

- 平成に入ってからでの合併数28は全国で第1位。
(1位:茨城県(28), 2位:広島県(23), 3位:新潟県(22))
- 市町村の減少数は41で全国第11位。(H11.3.31からの減少数)
市町村の減少率は48.2%で全国第24位。(H11.3.31からの減少率)
- 人口1万人未満の町村が解消される。
*1万人未満の町村が解消されるのは、本県と兵庫県のみ
- 市が32となり、県人口の9割が市の行政サービスを楽しむこととなる。
*60.4%(H16.4.1)から90.2%(H18.3.31)へ
- 市町村数に占める市の割合が約2割だったものが約7割となる。
*23.5%(H11.3.31)から72.7%(H18.3.31)へ
- 本県の町村の1団体当たりの平均人口は約24,500人となり、全国1位となる。
*全国平均は約13,400人

【平成に入ってからの本県の市町村合併の状況】

◆平成15年度までに合併した市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	水戸市	水戸市、常澄村	H4.3.3	87
2	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	H6.11.1	86
3	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	H7.9.1	85
4	潮来市	潮来町、牛堀町	H13.4.1	84
5	つくば市	つくば市、荃崎町	H14.11.1	83

◆平成16年度の合併市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	常陸大宮市	大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村	H16.10.16	79
2	日立市	日立市、十王町	H16.11.1	78
3	常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	H16.12.1	75
4	那珂市	那珂町、瓜連町	H17.1.21	74
5	水戸市	水戸市、内原町	H17.2.1	73
6	しるきと 城里町	常北町、桂村、七会村	H17.2.1	71
7	ばんどう 坂東市	岩井市、猿島町	H17.3.22	70
8	いなしき 稲敷市	江戸崎町、新利根町、桜川村、東町	H17.3.22	67
9	ちくせい 筑西市	下館市、関城町、明野町、協和町	H17.3.28	64
10	かすみがうら市	霞ヶ浦町、千代田町	H17.3.28	63
11	取手市	取手市、藤代町	H17.3.28	62

◆平成17年度の合併市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	神栖市	神栖町、波崎町	H17.8.1	61
2	なめがた 行方市	麻生町、北浦町、玉造町	H17.9.2	59
3	古河市	古河市、総和町、三和町	H17.9.12	57
4	さくらがわ 桜川市	岩瀬町、真壁町、大和村	H17.10.1	55
5	石岡市	石岡市、八郷町	H17.10.1	54
6	銚田市	旭村、銚田町、大洋村	H17.10.11	52
7	じょうそう 常総市	水海道市、石下町	H18.1.1	51
8	下妻市	下妻市、千代川村	H18.1.1	50
9	土浦市	土浦市、新治村	H18.2.20	49
10	笠間市	笠間市、友部町、岩間町	H18.3.19	47
11	つくばみらい市	伊奈町、谷和原村	H18.3.27	46
12	おみたれ 小美玉市	小川町、美野里町、玉里村	H18.3.27	44

* 平成18年3月末の市町村数 44 (市:32, 町10, 村2)

【旧合併特例法下で合併に至らなかった地域】

1 合併協議会を設置したが合併に至らなかった市町村(7市町村)

市町村名	人口 (H12国調)	主 な 経 過
龍ヶ崎市	76,923人	利根町と合併協議会を設置したが、協議が整わなかった。
利根町	19,033人	竜ヶ崎市と合併協議会を設置したが、協議が整わなかった。
阿見町	46,922人	合併協議を進めていた美浦村が、住民投票の結果、合併を行わないことを選択したことから、合併しなかった。
美浦村	18,219人	阿見町と合併協議会を設置したが、住民投票の結果、合併を行わないことを選択した。
八千代町	24,352人	下妻市・千代川村・石下町と合併協議会を設置したが、協議が整わなかった。
五霞町	10,218人	埼玉県幸手市との県境を超えた合併を目指したが、幸手市長選挙の結果により、幸手市が方針転換したことから、合併しなかった。
境町	27,171人	岩井市・猿島町と合併協議会を設置したが、住民投票の結果、合併を行わないことを選択した。

2 合併協議会を設置しなかった市町村(10市町村)

市町村名	人口 (H12国調)	主 な 経 過
結城市	52,774人	筑西広域地域8市町村で研究会を実施したが、周辺市町村との協議が整わなかった。
高萩市	34,602人	県北臨海地域4市町での研究会を実施したが、周辺市町との協議が整わなかった。
北茨城市	51,593人	県北臨海地域4市町での研究会を実施したが、周辺市町との協議が整わなかった。
牛久市	73,258人	
守谷市	50,362人	住民アンケートの結果、当面単独での市制運営を選択した。
茨城町	35,296人	17年12月に「水戸市・茨城町合併検討協議会」を設置し、新法下での水戸市との合併協議を進めている。
大洗町	19,957人	旭村の申し出により同村との合併協議会設置議案を可決したが、旭村で否決。旭村は住民投票の結果、銚田町・大洋村との合併協議会を設置。
東海村	34,333人	
大子町	23,982人	
河内町	11,502人	竜ヶ崎市、利根町との住民発議同一請求があったが、合併協議会設置にまで至らなかった。

3 茨城県市町村合併推進要綱

(1) 要綱策定の経緯

平成11年8月に国において、「市町村の合併の推進についての指針」が示され、都道府県に対し、市町村の合併パターン等を内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を策定するよう求めた。

国の指針を踏まえ、平成12年1月に有識者で構成する「茨城県市町村合併推進委員会」を設置し、要綱について調査検討を行い、本委員会からの報告を受け、平成12年12月に県において、「茨城県市町村合併推進要綱」を策定した。

(2) 要綱の内容

市町村合併の必要性や効果、合併パターンさらには国や県の役割などを取りまとめ策定。

なお、合併パターンについては、市町村の主体的な合併議論を喚起し、合併気運の醸成を図っていくための参考や目安として作成した。

① 将来目指すべき合併パターン

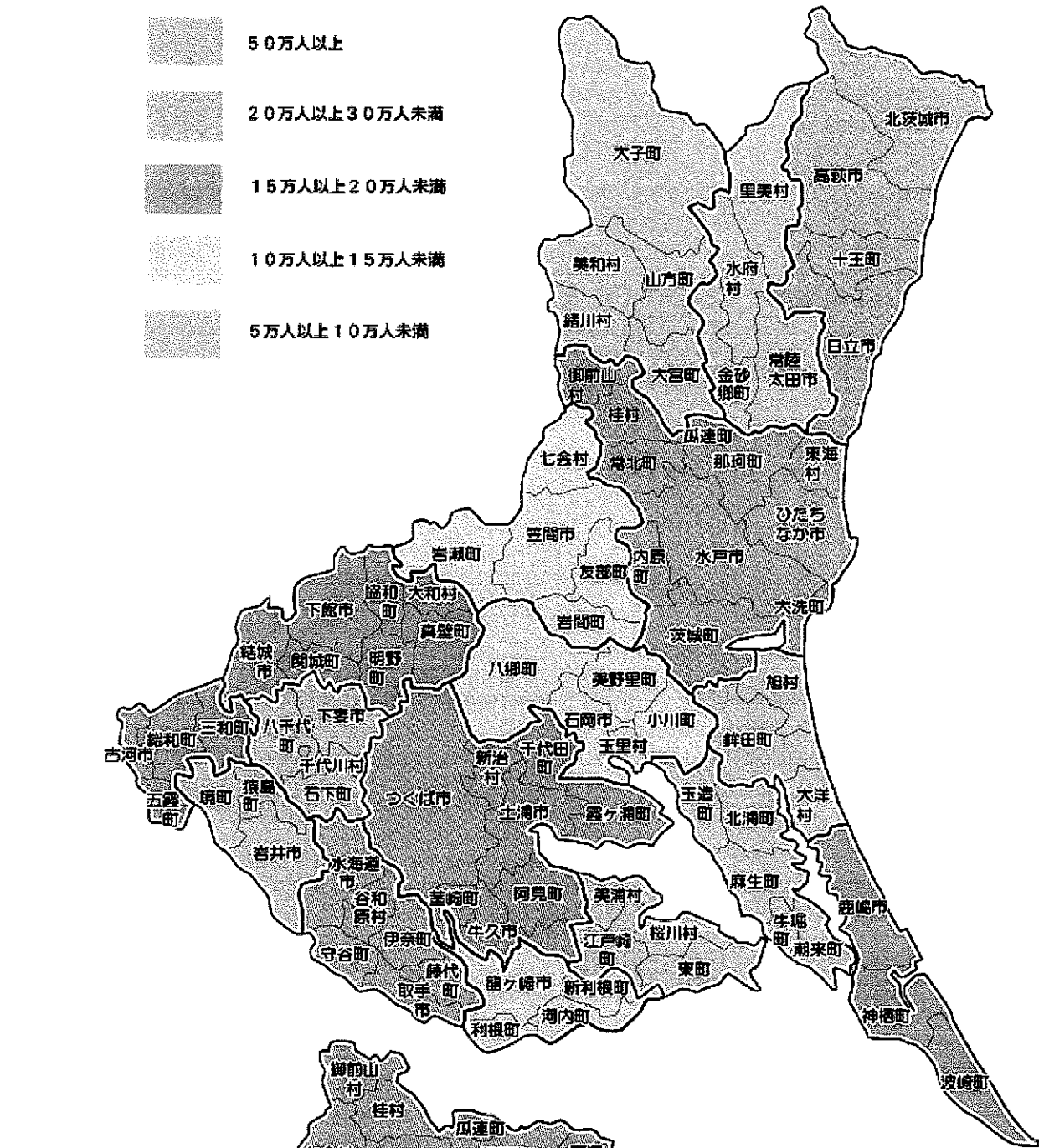
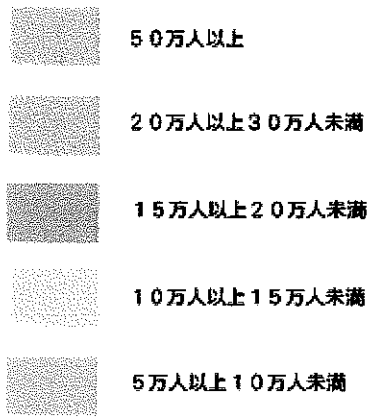
県内に人口50万人程度の2大中核拠点都市を育成し、周辺市町村とのネットワークを形成していくことにより、多様性のある地域の形成を図り、県民がどこに住んでいても、等しく、便利で文化性の高い快適な生活を送れるような地域を創出し、より活力ある茨城を目指していくもの。

② 段階的に気運醸成を図るべき合併パターン

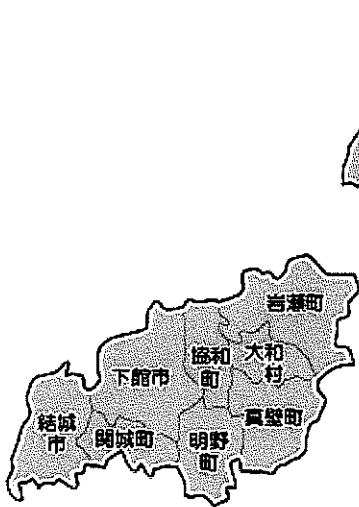
将来目指すべき合併パターンに至る経過としてのパターン。

県全体のバランスに配慮した上で、地域の拠点となる都市を育成するとともに、その周辺市町村の機能を充実させることにより、地域全体の発展を図るもの。

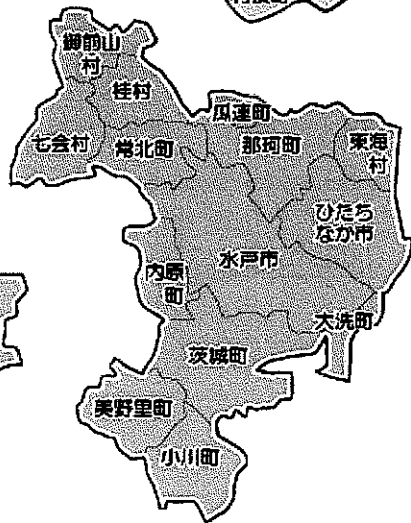
将来目指すべき合併パターン



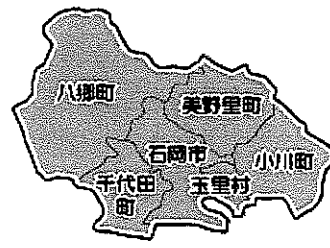
以下の地域については、上記のパターン図と同等に取り扱う。



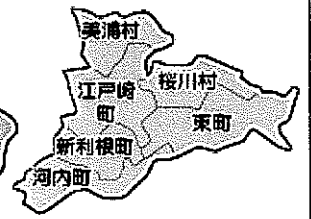
筑西地域のつながり



県都水戸市の機能充実



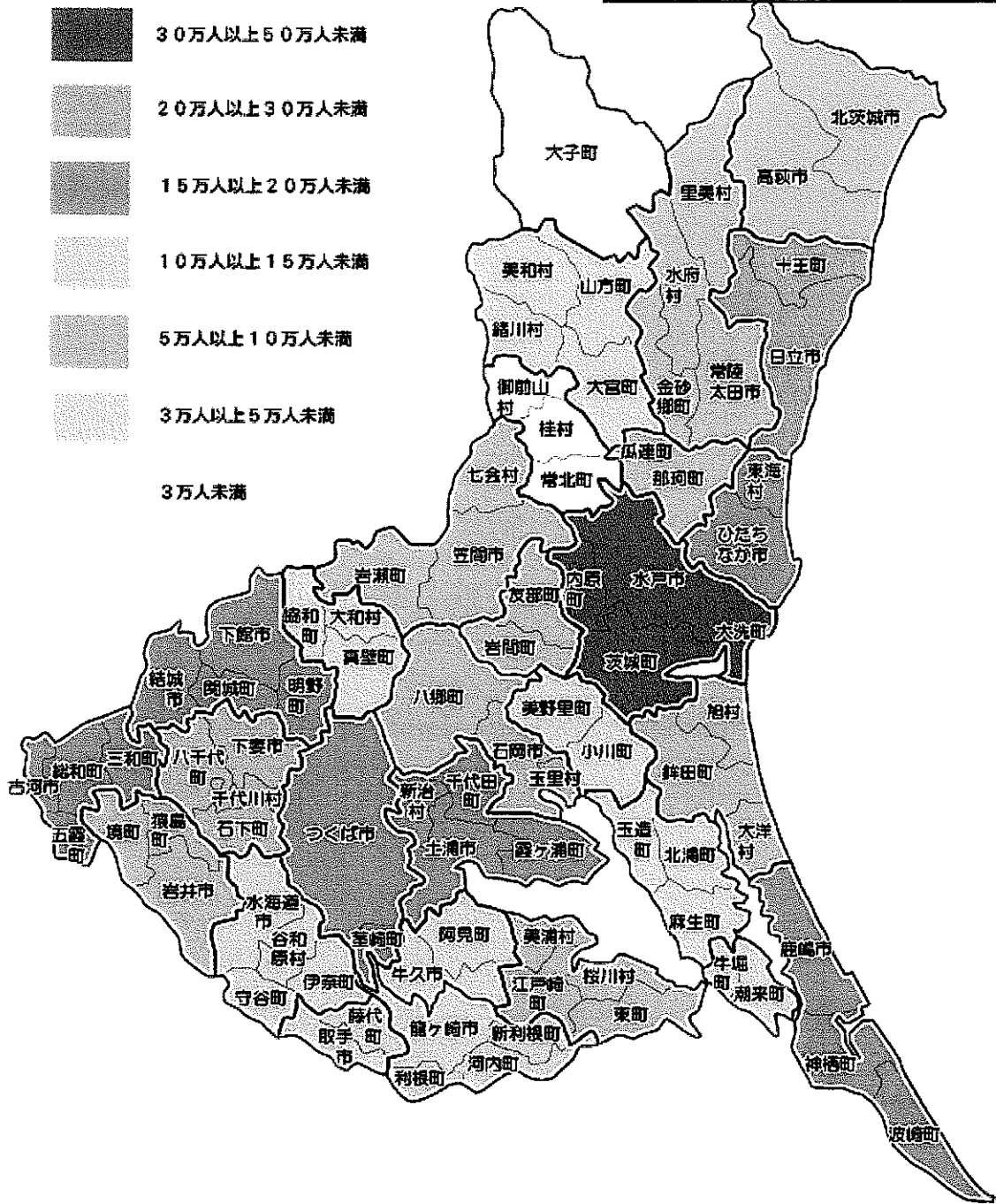
石岡市を中心とした地域の充実



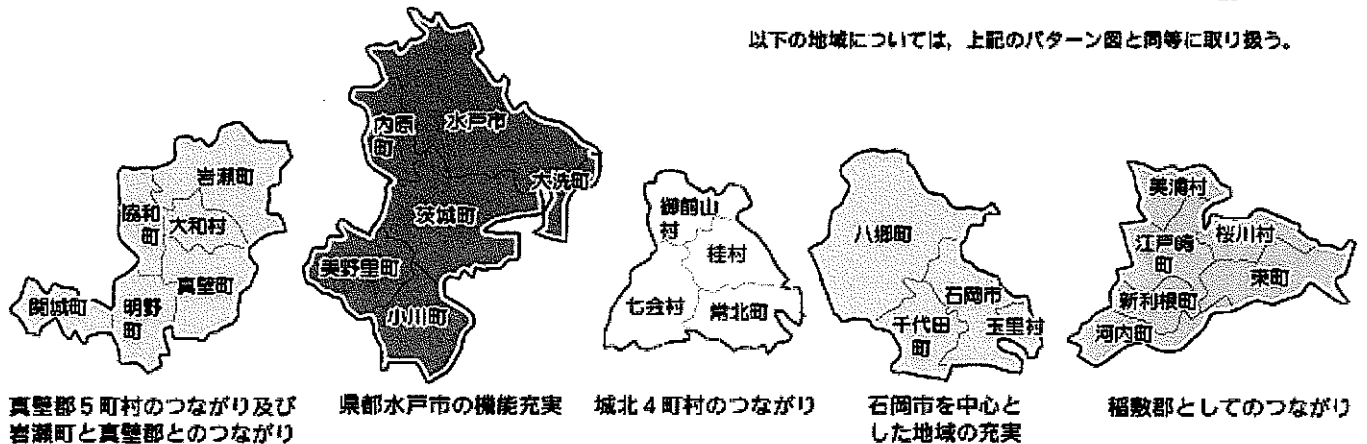
稲敷郡としてのつながり

平成12年に茨城県市町村合併推進要綱で作成した旧資料である

段階的に気運醸成を図るべき合併パターン



以下の地域については、上記のパターン図と同等に取り扱う。



真壁郡5町村のつながり及び岩瀬町と真壁郡とのつながり

県都水戸市の機能充実

城北4町村のつながり

石岡市を中心とした地域の充実

稲敷郡としてのつながり

市町村の合併の特例等に関する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。

② 合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

※人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

(3) 市町村合併推進のための方策

① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

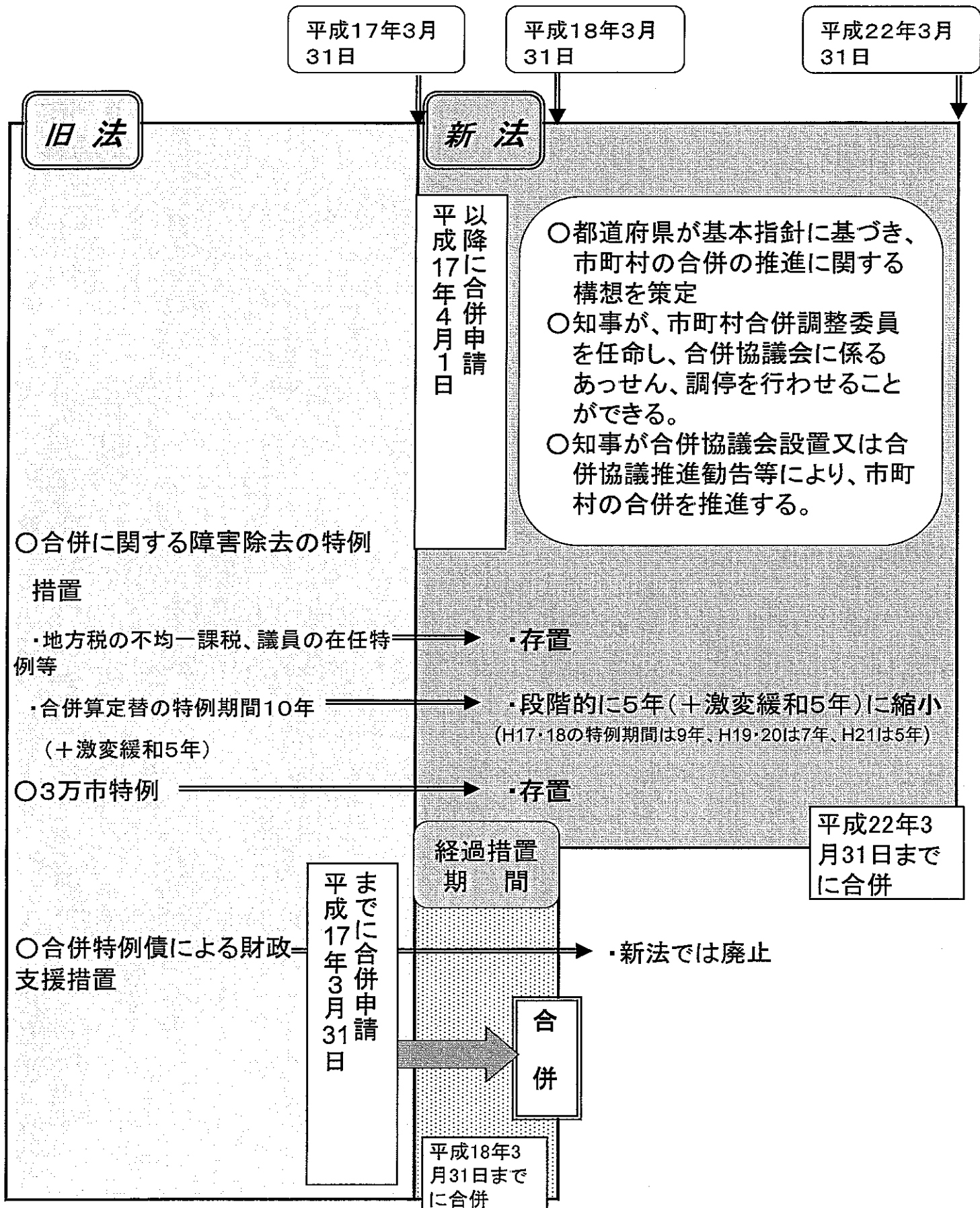
② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。

③ 都道府県知事は、構想に基づき、

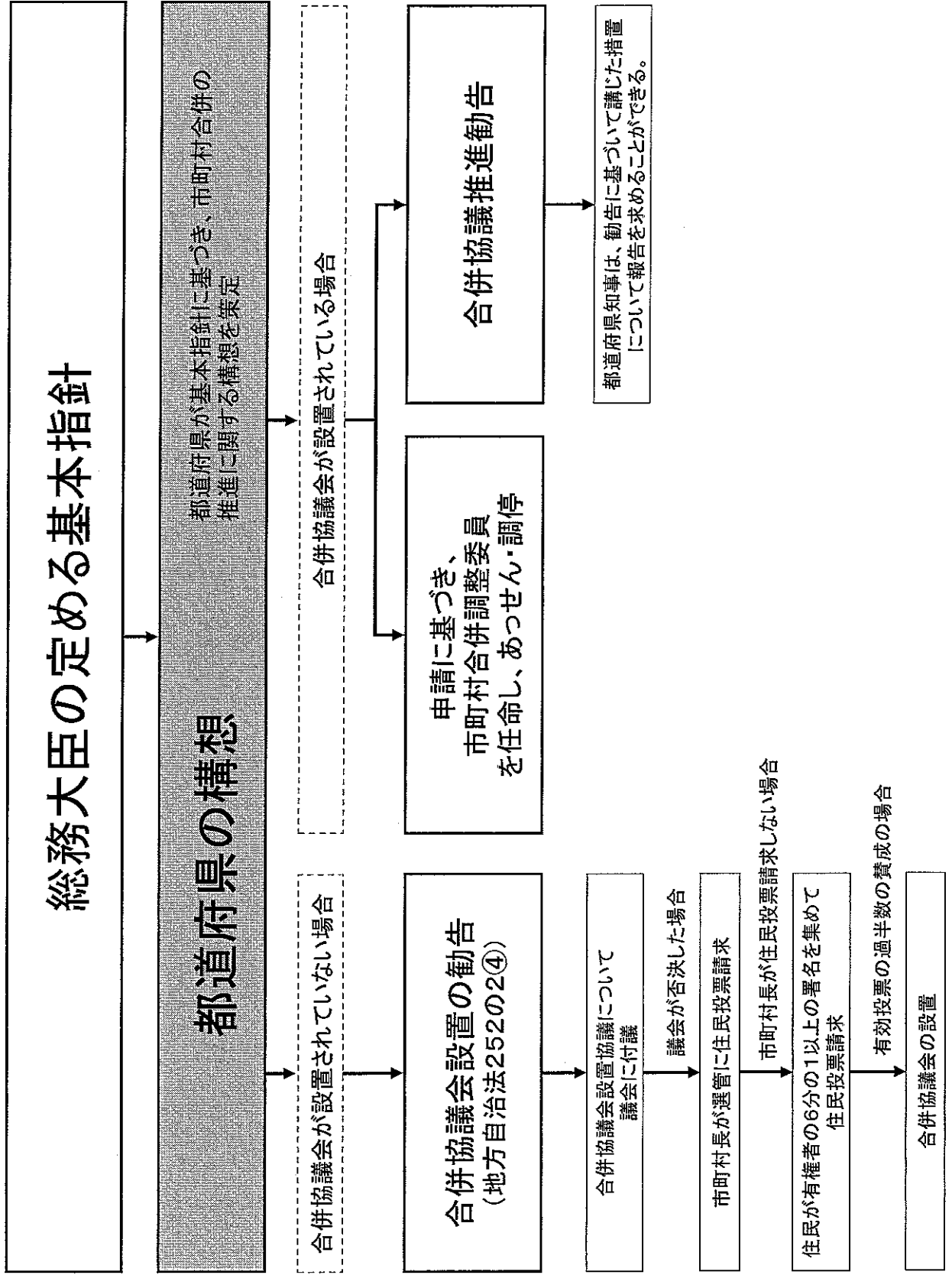
- 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。
- 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
- 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

新旧市町村合併法比較表



市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）



自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針 (平成17年5月31日総務省告示)の概要

1 市町村の合併を推進する必要性

地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に添えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

〈構想の作成等〉

都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされている。

〈合併特例区等の制度の創設〉

合併市町村の円滑な運営を実現できるよう、地域の実情に添じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できる。

〈新法における特例措置〉

引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会議員の在任の特例に関する特例等の措置が講じられている。

合併特例債は廃止、普通交付税の合併算定替については、適用期間を段階的に短縮。

3 審議会の設置

都道府県が構想を定め又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

4 構想の内容(構想において定めるべき事項)

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県における市町村の望ましい姿，自主的な市町村の合併の推進の必要性，市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方，方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

合併の推進の必要性を明らかにするため，市町村の行政運営及び財政状況の現況，人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)，(2)を踏まえ，構想対象市町村の組合せを示すこと。
おおむね次に掲げる市町村を対象とする。

- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市，中核市，特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村
(なお，③の市町村については，地理的条件や人口密度，経済事情のほか，旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。)

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において，都道府県による必要な助言，情報の提供，合併協議会設置勧告，合併協議会に係るあっせん及び調停，合併協議会推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ，これらの措置も含め，それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成 について(平成17年5月31日総務省通知)の概要

- 合併の進捗状況は都道府県によりかなりの差が見られる。
- 合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情により合併することができなかった地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとは言い難い地域、小規模な市町村がなお存在する地域が見受けられる。
- 都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに構想を作成するようお願いしたい。
- 基本指針に示された事項のほか、構想の作成に関して参考にするべき事項について、下記のとおり助言する。

1 審議会における審議

- (1) 審議会においては、今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。
- (2) 審議会においては、それぞれの市町村に対し将来にわたる市町村運営等の基本的な方針を聴取すること。
- (3) 審議会の名称は任意で可(既存の審議会の活用も可)。

2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとする事。
- (2) 合併推進のための必要な措置については、都道府県における全庁的な体制や、新法において、合併協議会設置勧告等についての措置が設けられていることにも留意の上、必要な記述を行うこと。

3 構想の作成時期等

- (1) 構想はできる限り早期に作成することが望ましい。可能な限り平成17年度中に作成すること。
- (2) 構想は必要に応じ適宜変更すること。また、一部の地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能。

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日
市町村合併支援本部決定

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

- ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ア 道路の整備（5事業）
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備（4事業）
 - ウ 市街地の整備（1事業）
 - エ 住環境の整備（2事業）
 - オ 公園・緑地の整備（1事業）
 - カ 地域の再生（1事業）
- ② 豊かな生活環境の創造
 - ア 廃棄物処理対策の推進（1事業）
 - イ 上水道の整備（3事業）
 - ウ 下水道等の整備（5事業）
 - エ 消防・防災・国土保全の推進（8事業）
 - オ 情報通信の整備（4事業）
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）
 - イ 高齢者の社会参加の促進（1事業）
- ④ 次世代を担う教育の充実（4事業）
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興
 - ア 農林水産業の振興（16事業）
 - イ 商工業の振興（4事業）
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（6事業）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発

4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

審議内容及びスケジュール（案）

1 審議会の審議内容

（1）構想について

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
市町村のあり方，合併推進の必要性，合併推進に係る県の役割等
- ② 市町村の現況及び将来の見通し
市町村の行政運営及び財政状況の現況，人口や高齢化の見通し等
- ③ 構想対象市町村の組合せ
自主的な合併の推進が必要と認められる市町村の組合せ
- ④ 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置
県による助言，情報提供，勧告等，合併を推進するために必要な措置

（2）将来の市町村のあるべき姿について

将来目指すべき合併パターンの検討

2 地域の意向把握（案）

（1）構想に関する意向調査（アンケート方式）

全市町村長を対象に，市町村の現況及び将来の見通し，合併の必要性等について文書により調査

（2）市町村長の意向聴取（面談方式）

市町村長から，将来の市町村運営方針，合併意向等について聴取

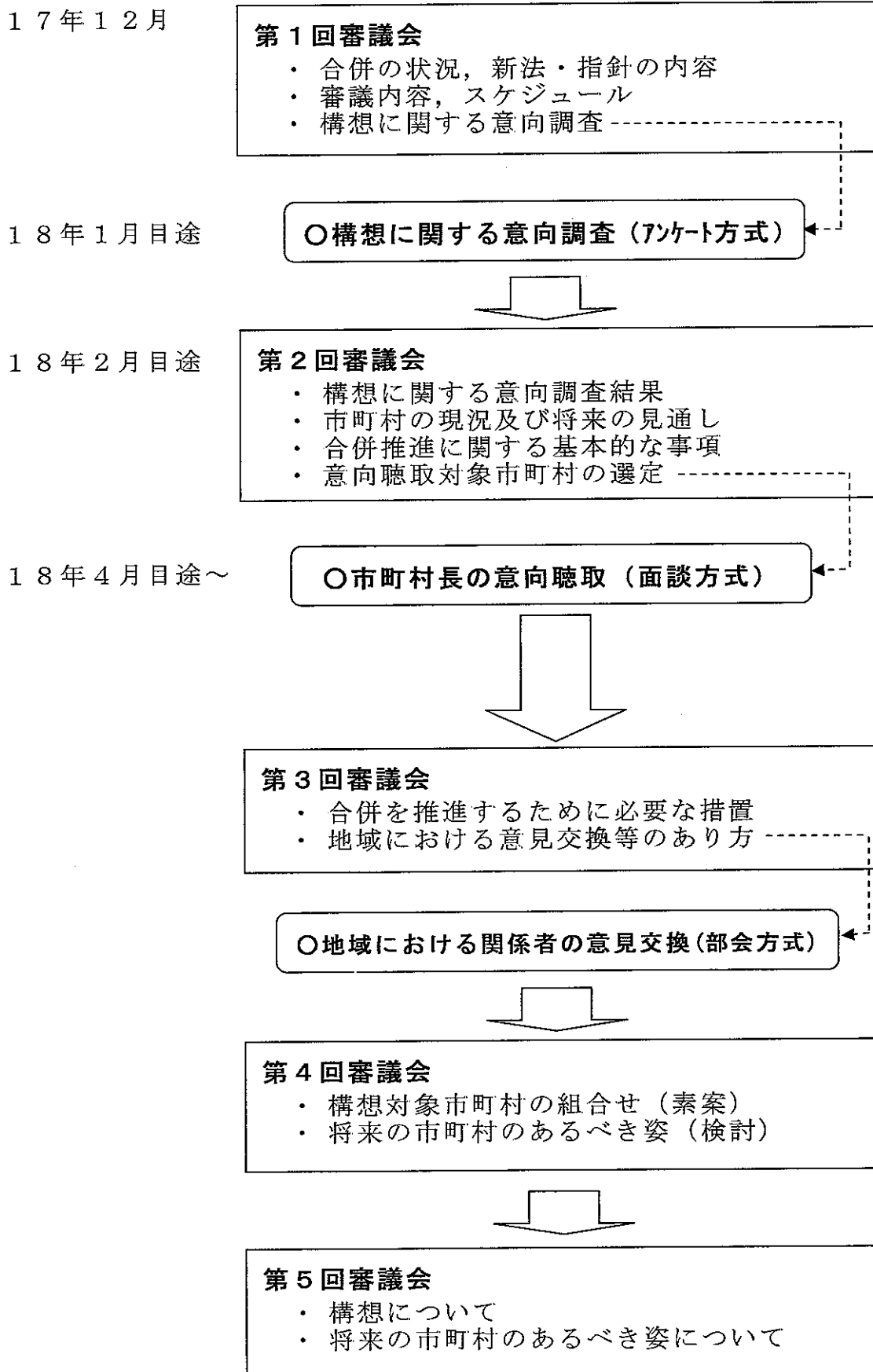
（3）地域における関係者の意見交換（部会方式）

構想対象市町村の組合せを検討するに当たり，地元関係者による意見交換を実施

（4）県民の意見把握

会議資料や議事録を公開し，メールなどにより広く県民の意見を募集

3 スケジュール（案）



* 審議の進捗状況等により変更の場合あり

市町村合併推進構想に関する意向調査実施（案）

1 調査目的

市町村の現況及び将来見通し，合併の必要性等について調査を行い，茨城県市町村合併推進審議会における構想の調査審議に当たっての基礎資料とする。

2 調査対象

県内全ての市町村長に対し実施する。

なお，18年2月以降に合併する市町村については，合併構成市町村長間で協議調整を行い，新市の方針として回答するものとする。

3 調査時期

平成18年1月

4 調査項目

(1) 市町村の現況及び将来の見通し

人口・高齢化の見通し，住民ニーズ，財政状況，財政見通し等

(2) 合併の必要性等

合併の必要性，必要な場合の時期及び組合せ，合併を検討する際の課題，県に期待する支援等

*調査票については別添のとおり

5 調査結果

調査結果については，第2回審議会において報告を行う。

なお，調査結果については公開するものとする。

市町村合併推進構想に関する意向調査票

市町村名	
------	--

I 市町村の現況及び将来の見通し

問1 将来の人口の増減や高齢化について、どのようにお考えですか。
 貴市町村の人口、高齢化率の状況、今後の見通しについてご記入願います。

	総人口	高齢人口	高齢化率	増減率
H12年10月	人	人	%	—
H17年10月	人	人	%	%
H27年	人	人	%	%

(出典・推計根拠：)

問2 社会経済状況の変化等に伴い、住民ニーズが多様化しておりますが、貴市町村では、今後、どのような施策における住民ニーズが高くなると思われませんか。
 (複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

1. 少子化・人口減少対策 3. 福祉対策 (高齢者福祉以外) 5. 環境対策 7. 生涯学習・スポーツ振興 9. 商工業振興 11. 道路・交通網の整備 13. 防災・防犯対策 15. コミュニティ対策	2. 高齢者福祉 4. 保健・医療対策 6. 学校教育 8. 農林水産業振興 10. 観光振興 12. 上下水道整備 14. 情報化の推進 16. その他 ()
---	--

問3 前記の住民ニーズに対応するため、貴市町村では、今後必要となると考えられるものは何ですか。(複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 専門的な人材の確保, 人材育成 | 2. 専門組織の設置 |
| 3. 国, 県からの権限移譲 | 4. 財源の確保 |
| 5. 行財政改革の推進 | 6. 住民等の行政参画, 協働 |
| 7. 他市町村との広域連携 | 8. その他 () |

問4 現在の貴市町村の財政状況について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んで下さい。また、その理由をご記入願います。

- | | | | |
|----------|---------|----------|-----------|
| 1. 余裕がある | 2. 問題ない | 3. やや厳しい | 4. 非常に厳しい |
|----------|---------|----------|-----------|

○理由

問5 将来の貴市町村の財政見通し（今後10年間程度）について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んで下さい。また、その理由をご記入願います。

1. 余裕がある 2. 問題ない 3. やや厳しい 4. 非常に厳しい

○理由

問6 現在の行財政状況や将来の見通し及び多様化する住民ニーズを踏まえ、貴市町村は将来（今後10年間程度）も現在と同程度の行政水準を維持していくことが可能であると思いませんか。あてはまるものを1つ選んで下さい。また、その理由をご記入願います。

1. 可能である 2. どちらかといえば可能である
3. どちらかといえば難しい 4. 難しい

○理由

II 合併の必要性等

問7 市町村の役割がますます拡大し、多様化する住民ニーズや広汎な事務に的確に対応することが求められておりますが、貴市町村は、将来に向けて、他の市町村と合併することが必要であると思いませんか。あてはまるものを1つ選んで下さい。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 必要である | 2. どちらかといえば必要である |
| 3. どちらかといえば必要ない | 4. 必要ない |

問7-1 (問7で「1. 必要である」又は「2. どちらかといえば必要である」とお答えになった場合)

それは、どのような理由からですか。

(複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

- | |
|--|
| 1. 生活圏の拡大に伴い、市町村の規模もそれに併せて大きくする必要があるのであるため |
| 2. 更に充実した行政機能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指すため |
| 3. 専門的・高度な能力を有する職員を確保するため |
| 4. 財政基盤を強化する必要があるため |
| 5. 市町村の施設配置や機能分担を効率的に行う必要があるため |
| 6. 住民サービスを安定的に供給する必要があるため |
| 7. 地域のイメージアップを図る必要があるため |
| 8. 特別職、議員、職員をもっと少なくする必要があるため |
| 9. 地域間の競争力を高める必要があるため |
| 10. その他 () |

問7-2 (問7で「1. 必要である」又は「2. どちらかといえば必要である」とお答えになった場合)
合併が必要と考える時期は、いつ頃とお考えですか。(複数回答可)

- 1. 新合併特例法の期限内 (平成21年度まで)
- 2. 中長期的な課題として (平成22年度以降)

問7-3 (問7で「1. 必要である」又は「2. どちらかといえば必要である」とお答えになった場合)
貴市町村における将来望ましいと思われる人口規模は、どれくらいだと思いますか。あてはまるものを1つ選んで下さい。

- 1. 50万人以上
- 2. 30万人～20万人程度
- 3. 10万人程度
- 4. 5万人程度
- 5. その他 ()

問7-4 (問7で「1. 必要である」又は「2. どちらかといえば必要である」とお答えになった場合)

具体的な合併の相手方についてどのようにお考えですか。考えられる市町村の組合せをご記入願います。

(問7-2の回答に応じ、それぞれ複数の組合せ回答可)

○新合併特例法の期限内 (平成21年度まで)

○中長期的な課題として (平成22年度以降)

問7-5 (問7で「3. どちらかといえば必要ない」又は「4. 必要ない」とお答えになった場合)

それは、どのような理由からですか。

(複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

1. これからも十分に行政サービスを提供できるため
2. 生活圏と市町村規模は関係ないため
3. 合併以外の広域行政の仕組みの活用により十分対応できるため
4. きめ細かい行政を行うためには、市町村の規模は小さい方がよいため
5. 地域の連帯感が薄れ、地域コミュニティが失われる恐れがあるため
6. 合併したばかりであり、新市町の一体感がまだ不十分であるため
7. その他 ()

問8 県では、平成12年度に「茨城県市町村合併推進要綱」を策定し、将来目指すべき合併パターン(別紙17パターン)を示しましたが、これまでの合併を踏まえ再度検討したいと考えております。この合併パターンにおける貴市町村の組合せについて、どのように考えますか。あてはまるものを1つ選んで下さい。

1. 妥当である
2. どちらかと言えば妥当である
3. どちらかと言えば見直しが必要である
4. 見直しが必要である

問8-1 (問8で「3. どちらかと言えば見直しが必要である」又は「4. 見直しが必要である」とお答えになった場合)

どのような見直しが必要と思いますか。その理由と具体的な市町村の組合せをご記入願います。

○理由

○市町村の組合せ

問9 合併の検討を進めていく際に課題になると考えられるものは、何だと思えますか。(複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 財政状況の格差 | 2. 行政体制の格差 |
| 3. 住民サービスや負担の格差 | 4. 住民の意識 |
| 5. 議会の意向 | 6. 周辺地域の振興 |
| 7. 地域の個性の維持 | |
| 8. 合併協議における調整 (具体的には |) |
| 9. その他 (|) |

問10 新合併特例法下において、さらに市町村合併を推進していくため、県に期待する支援措置についてご記入願います。

(複数回答可 3つ以内まで○をつけて下さい)

1. 市町村合併に関する情報提供, 助言, 気運醸成
2. 合併協議会設置勧告, あっせん, 調停等の権限の行使
3. 合併協議や合併市町村に対する人的支援
4. 合併準備や合併後のまちづくりに対する財政支援
5. 合併市町村に対する権限移譲
6. その他 ()

問 11 市町村合併に関して、ご意見等ありましたらご自由にご記入願います。

